

## ◆有料化全市実施説明会 Q&A

日時：平成26年11月23日（日） 午後2時から午後3時15分

場所：玉縄学習センター

参加者：190名

1 有料化DVD放映

2 ポイント説明

(有料化について、製品プラスチックとは、家庭でできる分別・減量の取組み)

3 質疑応答

**Q 植木剪定材や危険・有害ごみについては、今までの内容と変更がありませんか。**

A 植木剪定材、危険・有害ごみについては、収集日も回数も変更ありません。

**Q 食用油はどのように処理すればいいのですか。**

A 食用油の出し方は今までと変わりません。ペットボトルに入れて、月1回の収集日（燃えないごみの日）に出してください。

**Q 資料p8に、「ルールを守らないごみがあった場合は、コールセンターや資源循環課へ連絡」と書いていますが、その後の対応はどうするのですか。（有料袋（指定収集袋）を使わず）スーパーの袋を使って出したごみは、回収せずにそのままにしておくのですか。**

A ルールを守らずに出されたごみをすぐに回収すると、ルールが守れていないことを周知できないので、一定期間ごみはそのままにさせていただくことになります。ただ、置きっぱなしにしたままでは、衛生面の問題もありますので、一定期間を置いて回収します。また、問題が起きたクリーンステーションに対し、立ち番等で有料袋（指定収集袋）を使用させていただきたいことを周知します。重ねて、そのクリーンステーションを使用されている市民の皆様のお宅にポスティングをして周知をしていきます。

**Q （ルール違反をしている）犯人が分からないのではないかと思いますの、どうするのですか。**

A まず、早朝に立ち番をして、そのクリーンステーションを使用されている市民の皆様（ルールを守ることを）周知していきたいと思えます。

**Q 朝、8時頃に立ち番をして、ルール違反をする人に警告することが必要と思えます。**

A 早朝にクリーンステーションで立ち番をして、周知を図っていきたいと思えます。

**Q 燃えないごみ、危険・有害ごみが有料になるということですか。**

A 燃えないごみと危険・有害ごみは同じ収集日なので、両者の違いが分かりにくいという経緯があると思えます。危険・有害ごみとは、割れてしまったコップ、蛍光管、乾電池等を指し、燃えないごみとは異なり、無料で出し方も今まで通りです。2月くらいになると思えますが、市民の皆様のご家庭に、「分け方・出し方」を全戸配布いたしますので、そちらの冊子で、燃えないごみと危険・有害ごみの違いについて、再度ご確認いただけたらと思えます。また、冊子をご覧になっても分からない点につきましては、パンフレットの最後に記してあります、資源循環課にご連絡いただけましたら、対応させていただきます。

**Q リーフレットのQ6に、戸別収集は「有料化を実施後、一定期間の検証を行い、判断します」とありますが、どのくらいの期間の後、こういった根拠で実施するのですか。**

A 当初は、戸別収集と有料化のセット実施を考えておりましたが、現在は有料化を先行実施することになりました。有料化実施後、有料化によってどの程度ごみを削減できるのか

を見るには、一定の期間が必要です。戸別収集の特徴として各家庭の玄関の前に出していただきますので、(モデル地区) 対クリーンステーションで分別状況を比較していきたいと思います。戸別収集はクリーンステーション収集よりも経費がかかるという意見を市民の皆様から頂戴いたしましたので、戸別収集の経費削減もあわせて検討していきたいと思います。有料化実施後、おおむね半年程度で以上の検証を行い、その結果をもとに戸別収集を実施するかを市民の皆様にご説明していきたいと考えます。

**Q 発泡スチロールは燃やすごみでよいのですか。**

A 週1回収集の容器包装プラスチックになります。

**Q 発泡スチロールの大きいものはそのまま出して大丈夫ですか。**

A 袋に入れて出していただきたいと思います。

**Q 製品プラスチックの分別回収が1月から始まるのに、まだ収集日が決まっていないのですか。**

A 12月半ばに収集日カレンダーを全戸配布する予定になっております。月1回、地区ごとに曜日が異なりますので、収集日カレンダー配布をもってお知らせしたいと思います。

**Q これは要望になりますが、製品プラスチックと危険・有害ごみの収集日を同じにしてほしいと考えます。有料の燃えないごみは従来通り、無料の製品プラスチックと危険・有害ごみを同じ日にし、有料と無料という観点で収集日を分け、分かりやすくしてほしいと思います。多くの人がそう望んでいるのではないのでしょうか。**

A 現在検討している段階では、燃えないごみと危険・有害ごみは従来通り、製品プラスチックは別の収集日を予定しています。

**Q 有料品目と無料品目が同じ収集日だと、市民は混乱するのではないですか。有料と無料という観点で収集日を分けることで、周知も徹底しやすいのではないのでしょうか。今までよりも分別品目が増えるわけですから、分別が混乱しないよう方法を考えるべきではないですか。**

A 市民の皆様にはしっかり周知しなければならないというのは、ご指摘の通りです。参考ご意見として受け賜りたいと思います。

**Q 有料袋（指定収集袋）の強度はどのくらいですか。例えば、魚の骨で敗れてしまうということはありませんか。**

A 強度については、藤沢市をはじめ、全国で有料化を実施している60パーセントの自治体の有料袋（指定収集袋）を参考にして厚さを検討しております。鋭利な刃物が突き刺されれば切れてしまいますが、魚の骨くらいでは切れない厚さ25ミクロンを検討しています。通常の使い方ならば問題ない強度になっております。

**Q 孫がいる関係から、製品プラスチックのおもちゃが沢山あります。今まではプラスチック製のおもちゃは燃やすごみに出していましたが、今後は何ごみになりますか。**

A プラスチック製のおもちゃは、燃やすごみに出していただきたいと思います。何故かと言うと、プラスチック製のおもちゃには小さなネジなどの金属（異素材）がついていたり、色々な素材でできていることが多いので、第一弾として実施する資源化品目（18品目）には入れていません。製品プラスチックは再資源化の素材として業者に購入してもらうことができますが、色々な素材のものが入っているよりも高く購入してもらうことができます。まずは提示してある18品目で製品プラスチックの分別収集を実施していきたいと思えます。

**Q 陶器やガラス製品は割れてしまえば無料ということですか。**

A 割れた場合は、危険・有害ごみになるので、無料となります。ただし、割るという行為には危険が伴いますので、割るようなことはしないようお願い致します。

**Q ガラス製品や陶器等はリサイクルされるのではなく、ごみとして処分されるのですか。**

A 鎌倉市は埋め立て処理はできないので、高熱で溶かす溶融固化という方法で資源化しています。

**Q 今まで、清掃ごみのペットボトルやたばこの吸い殻は分別してそれぞれのごみに出していましたが、今後はひとまとめにして燃やすごみに出してよいのですか。**

A 基本的には分類していただきたいと思います。ペットボトルはペットボトル、燃やすごみは燃やすごみ、根や葉は植木剪定材と分別してください。燃やすごみの場合は有料です。で、(透明・半透明の袋に入れ)「清掃ごみ」と書いて出していただければ無料になります。

**Q 危険・有害ごみは、ある程度品目ごとに分類して出していましたが、今後はひとつの袋に入れて出してよいのでしょうか。**

A できましたら、分けて出していただきたいと思います。蛍光管は買い換えの時の箱に入れるか、紙等で包む、乾電池は乾電池でまとめる等、分けていただけるとありがたいと思います。もちろん一緒に出されていてもあとで手作業で分別するわけですが、その手間を省くためにも分けて出していただくようご協力をお願い致します。

**Q 戸別収集になった場合ですが、都内等では徐行しながらごみを収集車に投げ込むというような収集の仕方が見受けられます。危ないのでそのようなことは止めて欲しいと思います。私の家は袋小路にあり、車が一台分しか通れません。そのようなところで収集車を徐行させながら収集すると、家から車が出られないということもあるので、そういう場合の収集方法をきちんと検討していただきたいと思います。**

A (戸別収集になった場合) 場所によって収集方法が異なります。車を止めて、人海戦術で収集するケースもあると思います。戸別収集の実施の有無が決定した時、検討したいと思いますので、ご意見として受け賜われます。

**Q 説明資料p3の「有料袋(指定収集袋)を使ったごみの出し方」についてですが、大きいものは40リットルの有料袋(指定収集袋)を貼りつけて出すということになっていますが、貼りつけるのは5リットルの有料袋(指定収集袋)でもよいのではないのでしょうか。有料袋(指定収集袋)を貼るという行為に意味があるのであって、サイズや枚数に関係なく、一番安い有料袋(指定収集袋)を貼ればよいと思います。**

A 色々な考え方があると思いますが、電子レンジやファンヒーター等は、50cmをこえれば、持ち込みで300円かかります。そのような観点から、添付する有料袋(指定収集袋)のサイズを割り出しているの、ご理解いただけたらと思います。

**Q ステッカーを利用すれば、ステッカーを貼るだけですむのではないのでしょうか。80円のステッカーを販売すればよいと思います。**

A ステッカー方式もありますが、ステッカーではごみの量が分かりにくいという難点があり、重ねて有料袋(指定収集袋)方式を採用している市町村が多く、問題も発生していないことから、有料袋(指定収集袋)方式を採用しました。

**Q 例えば、電子レンジを出す場合、80円の有料袋(指定収集袋)を1枚欲しいだけでも10枚セットで販売ということなので、800円支払うということになります。そう考えると、ステッカー方式の方がよいのではないのでしょうか。**

A もし普段お使いになる有料袋（指定収集袋）が 20 リットルならば、20 リットルを 2 枚貼っていただいてもよいですし、20 リットルと 10 リットルを組みあわせて貼ってもらってもかまいません。ご家庭でご使用の有料袋（指定収集袋）をご利用いただけたらと思います。